

電気工事士免状交付に関する手続について

平成 30 年4月1日より、電気工事士法第4条の規定による電気工事士免状(第一種・第二種)の交付事務については滋賀県電気工事工業組合に委託します。

したがって、電気工事士免状の交付、再交付および書換えの申請の窓口は下記のとおりです。
なお、受付時間等に変更はなく、また、これまでどおり郵送による申請も受け付けます。

記

1 委託先

滋賀県電気工事工業組合
滋賀県草津市青地町 299 番1号

2 委託期間

平成 30 年4月1日から平成 31 年3月 31 日まで

3 申請窓口

滋賀県電気工事工業組合 免状担当
(住所) 〒525-0041 草津市青地町 299 番1号
(電話番号) 077-562-2069
(受付時間) 8時 30 分～17 時 15 分(土・日・祝日・年末年始を除く。)



滋賀県総合政策部防災危機管理局
消防保安係